

# 坂田社労士事務所便り

## 出産手当金の対象者・受給額の変更

### ◆出産手当金の概要

出産手当金とは、「被保険者」（適用事業所に使用される者および任意継続被保険者）が、出産のため出産日以前 42 日（多胎妊娠の場合は 98 日）、出産日後 56 日までの労務に服さなかった期間について、標準報酬月額額の 60% が支給されるという制度です。

会社に勤めている人は、会社の人事・総務など健康保険の窓口へ、すでに会社を退職した人は、健康保険組合または会社を管轄する社会保険事務所などへ申請を行います。

産後 56 日後から、さらに 1～2 カ月後に、指定した口座に振り込まれます。

### ◆2007 年 4 月から対象者・受給額が変更

健康保険法の改正により、「被保険者」の中から任意継続被保険者は除かれることになったため、2007 年 4 月からは任意継続被保険者への出産手当金の支給はなくなります。

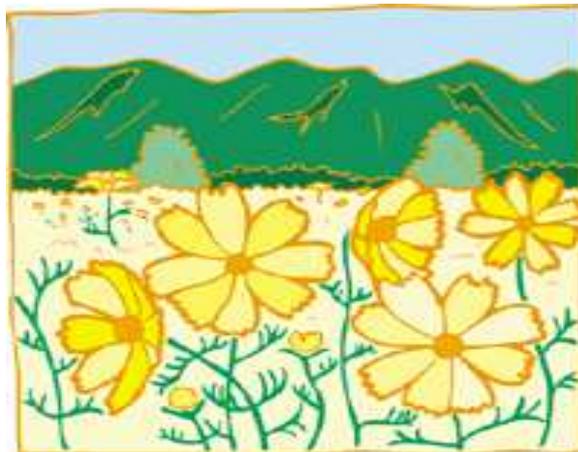
また、退職して被保険者の資格喪失後 6 カ月以内の人についても、2007 年 4 月以降は支給されなくなります。また、同時に支給額の見直しも行われます。現在、報酬月額額の 60% が支給されていますが、改正後は、賞与を含めた総報酬月額額の 3分の2 が支給される予定です。

### ◆経過措置

今回の改正では、経過措置が設けられています。

2007 年 3 月において出産手当金を受けていたあるいは受けるべき状態である任意継続被保険者については、同年 4 月以降も支給されます。

退職して被保険者の資格喪失後 6 カ月以内の人についても、任意継続被保険者同様の経過措置が設けられています。



## 健康保険料率の上限 2008 年度から引上げ

### ◆料率上限が年収の 10% に

厚生労働省は、労使が折半で負担している会社員の健康保険料の料率上限を、2008 年度から年収の 10% に引き上げることを決定しました。

現在は健康保険組合の料率上限は 9.5%、政府管掌健康保険は 8.2% で一律となっています。実際に今後料率を見直すかどうかは各組合が独自に決めることとなりますが、引き上げの動きが増える可能性が大きいようです。

### ◆健康保険組合

健康保険組合は 2006 年 4 月 1 日時点で全国に 1,548 組合あり、その保険料率は国が定めた年収 3～9.5% の範囲で各組合が設定しています。厚生労働省は、2008 年 4 月から保険料率の上限を 0.5 ポイント引き上げて、10% に変更する通知を年内にも出す方針です。

上限の引上げは、医療制度改革で 2008 年度から毎年の健康診断と保険指導が義務付けられることに合わせた措置であり、健康診断費用は 1 人 1 回あたり数千円程度かかるとみられ、健保組合の負

担が増えることになりそうです。

そこで、上限の引上げを契機に、健康診断費用だけでなく将来の医療費増加も考慮して料率引上げに動く組合が相次ぐ可能性もあるとのこと。

#### ◆政府管掌健康保険

社会保険庁が運営する政府管掌健康保険は、2008年10月に新設される全国健康保険協会に運営を移管し、保険料は都道府県単位で設定することが決まっています。厚生労働省は、組織再編後の保険料率の上・下限も健保組合と同様に年収の3～10%とします。

現在 8.2%で全国一律の料率は、再編後、地域の医療費水準を反映した料率を算定し、2009年10月までに変更されることとなります。地域でかかった医療費が増えれば保険料率が上がり、医療費が減れば保険料率も下がる仕組みで、医療費の効率化を促します。ただ、医療費が高止まりした都道府県でも料率の引上げは10%までで止まることとなります。

社員の健康保険料は実額ベースの上限もあるため、収入が多い人でも保険料負担が際限なく増えることはありませんが、今回の改革では、2007年4月から実額の上限も年間98万円から121万円に引き上げられるため、高所得層ほど、今よりも負担が重くなる見通しです。

### 定期的な扶養者の認定状況の確認が実施

#### ◆10月から実施

政府管掌保険の定期的な被扶養者認定状況の確認（検認）が、平成18年10月から実施されることになりました。これは、健康保険法施行規則50条に基づくものです。「健康保険被扶養者調書（異動届）」が管轄の社会保険事務所から事業所へ送付されてきますので、社員へ配布して記載内容を確認し、必要事項を記入し、必要な書類（収入に関する証明、被保険者と同一世帯であることが確認できる書類等）を添付して、期日までに管轄の社会保険事務所へ提出しなければなりません。

この確認は、今後毎年実施される予定です。

#### ◆検認の対象者

「健康保険被扶養者調書（異動届）」が送られてくる対象者は、政府管掌健康保険の被扶養者であって、次の条件に該当しない人です。

- ① 平成18年4月1日以後に扶養者の認定を受けた人
- ② 平成18年4月1日以後において15歳未満の子がいる人（ここでの15歳とは、4月1日において15歳の人をいいます）

#### ◆被扶養者に該当しない条件

- ① 就職などによって、新たに被保険者となったとき
- ② 被扶養者の年収が130万を超えることにより、扶養者となるための要件を満たさなくなったとき
- ③ 結婚して、他の被保険者の方の被扶養者となったとき
- ④ 被扶養者が死亡したとき

上記の条件に該当しているにもかかわらず変更の手続きを行わず、医療機関等で治療等を受けた場合は、被扶養者としての資格を喪失したと認められる日以降にかかった医療費を返還しなければなりません

#### ◆収入に関する添付書類

収入に関する証明書類として、「課税（非課税）証明書」、「年金証書もしくは年金額改定通知書の写し」、「雇用保険受給資格者証の写し」等が必要となります。

所得税法により規定されている控除対象配偶者・扶養親族となっている場合は、事業主の確認により収入に関する証明の添付を省略することができます。また、15歳以上の昼間の学生（高校生、大学生、専門学校生等）については、収入に関する証明の添付は必要ありません。

～坂田からひとこと～

この事務所便りの掲載内容にご要望はありませんか？興味や疑問をお持ちの法律やテーマなどがあれば、ご遠慮なくお申出下さい。